

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱（令和元年佐市地政第338号） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 （補助金の交付申請）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、継続申請（前年度以前にこの要綱に係る補助金を受給している者が、現年度においてこの要綱に係る補助金の申請を行うことをいう。）の場合にあつては、第1号及び第2号の書類は、添付を要しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第1号イに該当する者にあつては、住民票の除票又は戸籍の附票（本市へ転入する直前に1年以上市外に居住していたことが確認できるものに限る。）</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 （補助金の交付申請）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、継続申請（前年度以前にこの要綱に係る補助金を受給している者が、現年度においてこの要綱に係る補助金の申請を行うことをいう。）の場合にあつては、第1号及び第2号の書類は、添付を要しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第1号イに該当する者にあつては、住民票の除票又は戸籍の附票（その他の本市へ転入する直前に1年以上市外に居住していたことが確認できる書類（公的機関が発行した）ものに限る。）</p> <p>(3)～(6) 略</p>